

令和4年度 宇佐市指名停止措置一覧表

番号	決定日	業者名	主たる営業所の所在地	指名停止期間	指名停止理由
1	令和4年 5月23日	(株)但馬設備工業	大分市原新町 9-9	令和4年5月24日～ 令和4年6月23日 (1か月)	民間発注工事において、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請金額の額が、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したため。 別表第2 措置要件8 (建設業法違反行為)
2	令和4年 6月6日	アイサワ工業株式会社	岡山県岡山市 北区表町1-5-1	令和4年6月7日～ 令和4年12月6日 (6か月)	防衛省近畿中部防衛局が発注した航空自衛隊岐阜基地の施設工事をめぐり、入札情報を業者へ漏らして入札を妨害したとして、愛知県警が同局元建築課長とアイサワ工業株式会社社員を官製談合防止法違反の疑いで逮捕された。 措置要領別表第2 措置要件7 (競争入札妨害又は談合)
3	令和4年 11月29日	西日本電信電話 (株)	大阪府 大阪市 都島区 東野田町 4-15-82	令和4年11月30日～ 令和5年2月28日 (3か月)	広島県教育委員会及び広島市発注の各特定コンピュータ機器の一般競争入札において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたことにより、公正取引委員会より令和4年10月6日付けで排除措置命令を受けたため。 措置要領別表第2 措置要件5イ (独占禁止法違反行為)
4	令和5年 1月18日	中外テクノス(株)	広島県広島市 西区横川新町 9-12	令和5年1月19日～ 令和5年7月18日 (6か月)	広島県教育委員会及び広島市発注の各特定コンピュータ機器の一般競争入札において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたことにより、公正取引委員会及び課徴金納付命令令和4年10月6日付けで排除措置命令を受けたため。 措置要領別表第2 措置要件5イ (独占禁止法違反行為)
5	令和5年 3月27日	水道機工株式会社	東京都世田谷区 桜丘5-48-16	令和5年3月28日～ 令和5年5月27日 (2か月)	国土交通省関東地方整備局から建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けたため。 措置要領別表第2 措置要件8 (建設業法違反行為)
6	令和5年 3月27日	株式会社水機テクノス	東京都世田谷区 桜丘5-48-16	令和5年3月28日～ 令和5年5月27日 (6か月)	国土交通省関東地方整備局から建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けたため。 措置要領別表第2 措置要件8 (建設業法違反行為)
7	令和5年 3月27日	株式会社大分電設	大分県大分市 向原沖1-1-30	令和5年3月28日～ 令和5年4月27日 (1か月)	株式会社九電工から請け負った電柱支障移設工事の電柱撤去工事において、現場責任者である建柱班長が、法定の除外事由がないのに、同社の労働者に指示をして、車両系建設機械であるドラグ・ショベルをその主たる用途である掘削用以外の用途に使用させ、もって機械による危険を防止するために必要な措置を講じなかったとして、大分簡易裁判所から労働安全衛生法違反として罰金の判決を受け、その刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当し、令和5年2月8日、大分県知事から同法第28条第1項の規定に基づく指示処分を受けたため。 措置要領別表第2 措置要件8 (建設業法違反行為)